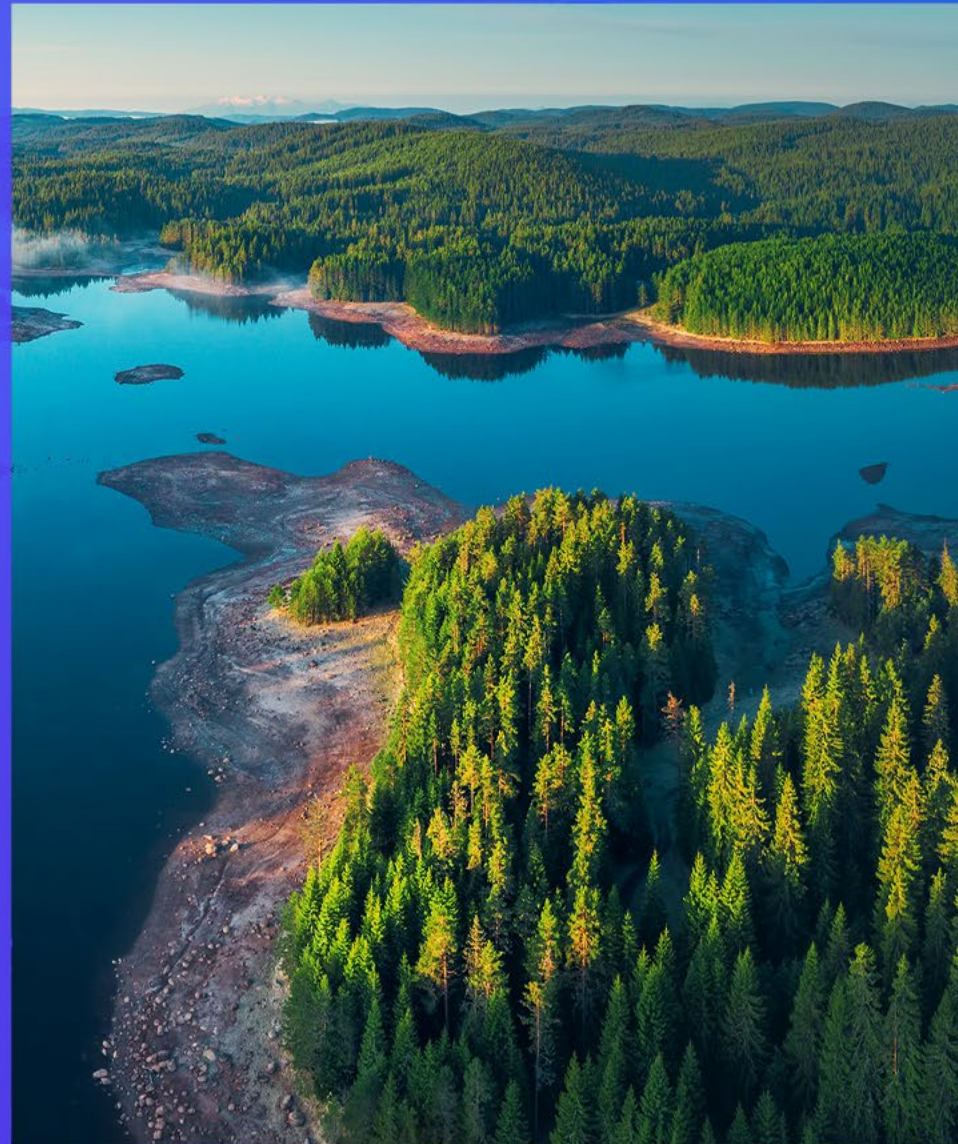




アジア太平洋地域に おけるサステナビリティ 報告の進化

地平線の彼方へ





目次

序文	03
エグゼクティブサマリー	06
アジア太平洋地域ハイライト	07
用語集	08
グローバルESG報告フレームワーク	09
マーケットインサイト	10
関連レポート	38
問合せ先および謝意	40

ESG報告の新時代に対応する

企業が世界中でESGを取り入れるにつれ、持続可能な事業原則をその戦略と経営にどのように組み込んでいるかを示すことへの要求はますます高まっています。

今後さらに規制が強化され、グローバル企業は複数のフレームワークに基づく報告を義務付けられることが予想されます。

欧州は、欧州連合（EU）域内で事業を展開する約5万の企業に影響を与える可能性のある、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の策定を主導してきました。その影響は欧州にとどまらず、非EU親会社のEU子会社にまで及び、CSRDの一部として報告事項の詳細を定める欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に従う必要があります。

しかし、これはほんの始まりにすぎず、米国証券取引委員会も気候関連情報の開示規則案を検討中であり、他の多くの国でも新たな要件が導入されつつあります。

「KPMGグローバルCEO調査2022（KPMG's 2022 Global CEO Outlook）」によれば、CEOの69%が、ESG問題に関する透明性と報告に対するステークホルダーからの大きな要求があると見ており、また、その72%が、ステークホルダーによる気候変動やジェンダー平等などのESG課題に関する監視は引き続き強まる、と感じています。

課題への取り組み

KPMGの専門家はこのほど、世界200社のCSRDへの準備状況を評価し、その多くは不十分であることが明らかになりました。また、欧州、中東およびアフリカの上位250社を分析したところ、要求されている開示の僅か11%しか入手できませんでした。こうした結果は、企業がESRSに基づく報告に適應する取組みのなかで直面している課題の大きさを物語っています。CSRDのダブルマテリアリティ評価に影響を受ける企業は、質的にも量的にも多くの情報を開示しなければなりません。

その報告範囲は、環境や社会的トピックスにとどまらず、バリューチェーン全体を包含するまでに拡大しています。ESG報告書の作成が進んでいる企業であっても、新たな要件を満たすためには迅速な対応が必要になる可能性があります。

多くの場合、企業の現在の環境報告は気候関連の側面に限られています。しかしながらすぐに、サーキュラーエコノミー（循環型経済）、汚染、水・海洋資源、生物多様性や資源利用など、より広範な環境面のトピックスについて、これらが重要であると判断された場合、報告しなければならなくなるでしょう。

社会的なトピックスも規制のスポットライトを浴びるようになってきており、企業は自らの従業員ばかりでなく、全バリューチェーンに属する従業員、影響を受けるコミュニティと消費者、そしてエンドユーザーについても報告する必要性が高まっています。汚職や贈収賄の防止、サプライヤーリレーションシップマネジメント、ロビー活動や支払慣行など、企業行動方針に関する開示が求められています。

求められる情報の深度に加え、企業が報告する必要のある指標の範囲も広がっています。しかし、報告要件を満たすだけでは意味がありません。企業はマテリアリティに基づくESG報告全体の管理と測定のシステムを創り上げ、要求に準拠した報告を行うための方針と行動計画を策定し、何百という達成可能な指標と目標を設定しなければなりません。その報告書は世界のあらゆる事業部門を対象とし、独立した外部監査人による（限定的な）保証意見に対処するための十分な堅牢性を備える必要があります。



Jan-Hendrik Gnändiger

KPMGインターナショナル
ESGレポートンググローバルリード

刻々と迫る時間

効果的なESG報告は一朝一夕にはできません。ESGを企業戦略や経営に組み込むことは、マネジメントの大掛かりな変革なのです。経営幹部に時間を浪費している余裕はありません。非財務情報を財務情報と同じように重要視する体制への移行を急ぎ、保証を取得する準備にかななければなりません。

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）はIFRS®サステナビリティ開示基準によりグローバルベースラインを設定しました。そして今そのISSBのタイムラインはEUと一致したことで、地域の要件にかかわらず、企業はIFRSサステナビリティ開示基準を自主的に採用することもできます。このような二重のコンプライアンスは、複数のフレームワークの下で報告を行う、大規模な国際的企業に特に重要となります。

企業はどんな手順を踏むことができるでしょうか。最初の事前評価では、組織が既存および今後の要件に対する組織の立ち位置を特定するために、大まかな概要を把握する必要があります。その後、影響評価と準備状況評価を行うことで、報告実績をより詳細に理解し、ギャップを発見し、既存および将来の規制に適合するための主要指標を決定することができます。最後に、ESG目標とESGデータを収集、報告、承認する部門横断的なガバナンス体制による準備プロジェクト計画を策定します。

CSRDやその他の規制の目標を達成することで、グリーンウォッシングの疑惑や罰金、風評被害を避けることにつながります。さらに重要なことは、持続可能で、低炭素、そして人に優しい未来への移行において、指標や目標は重要な役割を果たすことができるということです。ESGで先行する企業は、投資を受ける優先順位が上がり、気候変動の影響への対応力が上がり、顧客や未来の従業員にとってより魅力的な存在となるでしょう。

アジア太平洋地域リーダーからのメッセージ

アジア太平洋地域におけるESG規制環境は近年著しく進化しています。ますます多くの企業が持続可能な事業慣行や責任ある企業行動に関する重要性の高まりを認識しています。政府、規制当局、企業の間でも、企業の意思決定や投資家向け広報（IR）におけるESG要素の重要性が強く認識されるようになってきました。

この地域では、ESG要素に対する投資家の関心が急速に高まっています。標準化された指標やガイドラインを提供することにより、ESG報告はステークホルダーが組織のサステナビリティへの取り組み、リスク管理実務や倫理的行動を評価することを可能にします。機関投資家、資産運用会社、金融機関は投資の意思決定プロセスにESGを取り入れる傾向を強めています。ESGに関する実績が企業の長期的な財務成績やリスクプロファイルに重大な影響を与え得ることが今や認知されています。その結果、アジア太平洋地域の多くの企業は、投資を呼び込むだけでなく、その信用を高め、競争力を維持するためにも、信頼性が高く有意義なESG情報を開示する必要に迫られています。

アジア太平洋地域のESG報告および関連規制をめぐる状況が進化し続けるなか、この地域は持続可能な発展を促進し、差し迫った環境および社会的課題に対処し、進化する投資環境からの要求を満たす上で、重要な役割を果たすでしょう。企業は、より持続可能で包摂的な未来の実現を目指し、ESG原則および責任ある事業慣行へのこの地域の取り組みを、受け入れる必要があります。



Dong-Seok Derek, Lee

KPMGアジア太平洋地域
ESGヘッド
パートナー

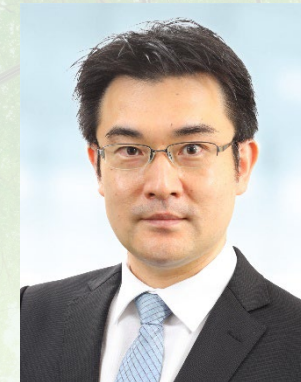
アジア太平洋地域リーダーからのメッセージ

アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告に関する規制とガイドラインの進化（evolution）に焦点を当てたレポートをお届けできることを嬉しく思います。本レポートが強調するように、アジア太平洋地域におけるサステナビリティ報告システムと利用可能なガイダンスはきわめて多様です。2023年6月に公表されたISSB基準S1号およびS2号はグローバルベースラインを提供し、アジア太平洋地域の各法域はその適用を検討すべく動き出しています。しかしながら、グローバルスタンダードの遵守のみならず、各法域独自の規制を遵守した報告も求められています。加えて、サステナビリティ報告システムの進化と深化のスピードはますます加速しています。

これを牽引する要因の1つが、サステナビリティ課題を国や地域（ASEANなど）の経済発展に結びつける動きです。気候変動関連の課題を含め、環境面や社会面の課題が山積するなか、持続可能な発展を実現するための手段としてのサステナブルファイナンスの必要性が叫ばれています。投資家が重要な投資判断を下し、サステナビリティの促進を支援するために、企業による透明で信頼できるサステナビリティ報告が求められています。

投資家を含むステークホルダーのこのような期待を反映し、かつては任意だった開示要件が義務化されるようになりました。さらに、効率的で信頼できる報告を促進するエコシステムを構築するため、義務的な開示要件に対する保証を推進する動きもあります。企業のサステナビリティ報告を促進するためには、目的に基づいた対話を行うことが重要です。ステークホルダーは開示システムを効果的に利用して自らの期待を明確に伝え、費用対効果の高いエコシステムへと導くことで、企業との対話を深めることができます。

アジア太平洋地域の各法域におけるサステナビリティ報告の進展、またその将来像を見据えるために、本報告書が皆様のお役に立てば幸いです。



勢志 恭一

KPMGアジア太平洋地域
ESGレポーティングリーダー
パートナー

エクゼクティブサマリー

法定開示義務の拡大に対応する

企業による任意のESG情報の開示は、利用可能な基準とガイドラインが参考にされてきました。しかしながら、ステークホルダーからの要請によりESG情報の重要性が高まるにつれ、ESG情報はサステナビリティ報告における法定の開示事項として義務付けられることが増えています。金融機関などの特定のセクターは特に注目を浴びており、幾つかの国や法域では保証を義務化し、開示情報の信頼性を確保する動きがあります。

ESG情報の開示が義務化された場合、開示情報により高い信頼性が求められることになり、その保証を取得するための準備が必要になります。非財務情報を含めた情報収集プロセスの強化が不可欠となり、サステナビリティ報告に関連する内部統制システムの導入が期待されています。

サステナビリティトピックに関する報告実務の進化に対応する

従来のサステナビリティ報告は、環境（E）に関連する情報が主要な開示対象となっていました。昨今、特定の国や法域では社会（S）情報の開示が重視され始めています。さらに、報告のバウンダリーも、自社（グループ）から、その上下流を含むバリューチェーン全体を包含するように拡大しています。その結果、企業がステークホルダーに責任ある報告を行うため、サステナビリティ課題に関するデューデリジェンスを実施する必要性が高まっています。

新たに策定される規制や基準は、報告実務の継続的な進展に応じてその解釈が明確になり、より透明性のあるサステナビリティ報告に繋がる可能性があります。報告実務が成熟し続けることが期待されます。

企業価値創造に向けた包括的報告戦略

サステナビリティ関連開示要求の趣旨、目的やその具体的な開示要件は、アジア太平洋地域の国および地域によってさまざまです。これら多様な要件に個別に対処しようとするだけでは、そのコストに見合うベネフィットを享受できない可能性があります。

各報告要件は特定の情報に対するステークホルダーの期待の表れと見ることができます。こうした期待を理解し、サステナビリティ報告を単なる規制へのコンプライアンスの問題ではなく、対処すべき経営課題の1つとして捉えることがきわめて重要です。開示内容に関するステークホルダーからのフィードバックを受領し、これを経営改善に反映させるというサイクルを回すことで、サステナビリティ報告制度がステークホルダーとの戦略的なコミュニケーション手段となることが期待されています。

アジア太平洋地域ハイライト

私が1999年に環境報告を、続いて2001年にサステナビリティ報告への関与を始めて以来、ESG報告は目覚ましく進歩しました。当時の報告は単にCSR主導によるもので、複数のステークホルダーの期待に応えるための自主的なものでした。10年後、「コンプライ・オア・エクスプレイン（遵守せよ、さもなければ説明せよ）」というサステナビリティ報告に関するソフトローがアジア太平洋地域に登場しました。それ以降、この地域では、社会や環境に対する企業の説明責任を求める世論の高まりとともに、強制的なESG報告規制の急速な発展を目の当たりにしてきました。

今日、報告要件はマテリアリティ、気候情報開示、TCFD、投資適格データなど、多くの進化した重要側面から成っています。これらの要件は報告プロセスのより包括的な取扱いを要求しており、徹底的にかつ透明性を以て遵守するという、企業のより確固としたコミットメントを求めています。

非財務報告の世界的な広がりや、20年超の長い道のりでした。しかし世界は、炭素や資源の制約、そして根強く残る社会的課題によって形作られる、さらに困難な未来に直面しています。この点で、報告は単なる規制やコンプライアンスにとどまらず、企業が私たち共通の未来に役立つソリューションをどう提供するか、そして企業はそのステークホルダーのために長期的な価値をどう生み出すかを明らかにする重要な手段なのです。今こそすべてのセクターで持続可能なソリューションを拡大し、より大きな影響力を持ってSDGsの達成に向けた取組みを活用する時です。

ESG報告が世界的に普遍的な実務になることは、正しい方向へ向かう勇気付けられる歩みです。今後、資本市場や金融セクターはより有意義な情報開示を継続して提供することが期待され、質の高い報告は事業許可の一部となるでしょう。この地域はEUのCSRDなどの西欧の報告規制に従ってきましたが、このレポートはアジア太平洋地域におけるESG報告規制要件の進化に焦点を当てています。本レポートはこの地域では初の試みであり、官民併せた幅広いステークホルダーに地域のESG報告基準に関する貴重な情報を提供することを目的としています。私たちの「Impact Plan」の一部として、このレポートをお届けできることを嬉しく思います。



Dr. Niven Huang

KPMG Sustainability Consulting Co., Ltd
台湾
マネージングディレクター

用語集

CSRD

Corporate Sustainability Reporting Directive
企業サステナビリティ報告指令

ESRS

European Sustainability Reporting Standards
欧州サステナビリティ報告基準

GRI

Global Reporting Initiative
グローバル・レポートニング・イニシアチブ

IFRS

International Financial Reporting Standards
国際財務報告基準

ISSB

International Sustainability Standards Board
国際サステナビリティ基準審議会

SASB

Sustainability Accounting Standards Board
サステナビリティ会計基準審議会

SEC

Securities and Exchange Commission
米国証券取引委員会

TCFD

Task Force on Climate-related Financial Disclosures
気候関連財務情報開示タスクフォース



グローバルESG報告フレームワーク



ISSB™ (国際サステナビリティ基準審議会) 基準

ISSBは2023年6月に最初の基準を公表、2024年1月に発効しますが、採択は各法域に委ねられています。

2021年11月にIFRS財団により設立されたISSBは、主に投資家や金融市場向けの、高品質なグローバルサステナビリティ開示基準の策定を目的にしています。ISSBは次の2つの基準を公表しました。IFRS S1号 (サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項) およびS2号 (気候関連開示)。これらは、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に沿ったものであり、TCFD提言のフレームワークと整合しています。IFRSサステナビリティ開示基準の策定にあたっては、ISSBはSASB基準とTCFD提言を基にしているだけでなく、企業がSASBとTCFDに基づく現在の報告を継続できるように、それらの基準の国際的な適用可能性も強化しています。

出典：各種公開資料に基づいてKPMGが作成。



SASB (サステナビリティ会計基準審議会) 基準

2018年に公表されたSASB基準は、2022年8月以降、IFRS財団のリソースとなっています。SASB基準は、主に投資家や資金提供者向けに、企業のキャッシュフロー、資金調達へのアクセス、および資本コストに大きく影響するサステナビリティ課題に焦点を当てています。この基準は、77業種について、企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を開示することを可能にしており、企業がこの重要情報を効率的に管理し、発信する助けとなっています。



GRI (グローバル・レポーティング・イニシアチブ) 基準

GRIは、企業が責任ある環境慣行に従うことを確保すべく、2000年に初めてサステナビリティ報告基準を公表しました。その後、社会、経済およびガバナンス課題を取り扱うように拡大しました。GRIは共通基準、セクター別基準 (石油・ガス、石炭、農業、水産養殖・漁業)、トピック別基準を提供しています。これらの基準は単に企業向けというだけでなく、投資家、政策立案者、資本市場および市民社会にも関係しています。それらは、財務マテリアリティとインパクトマテリアリティの双方を考慮した、ダブルマテリアリティ・アプローチを重視しています。



TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言

2015年に金融安定理事会により組織されたTCFDは、投資家、金融機関、保険会社が気候リスクを評価する上で役立つ気候関連情報を企業が開示するよう提言しています。TCFDは、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つの領域に焦点を当てています。また、マテリアリティ評価の対象となる戦略、指標と目標に関する情報開示も奨励しています。

TCFDの提言は、気候リスクと機会、特に低炭素経済へのシフトに重点を置いています。



CSRD (企業サステナビリティ報告指令)

CSRDは他のEUのサステナブルファイナンス・イニシアチブやタクソノミー規則に整合するよう意図されています。CSRDの対象企業は、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が策定した欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) に従って報告することが求められます。CSRDは、業種を問わない12のESRSにより、企業が財務面とインパクト面双方でマテリアリティを評価する、ダブルマテリアリティを重視しています。CSRDは開示に関する保証を要求しています。

マーケットインサイト

- | | | | |
|----|----------------------|----|--------|
| 01 | オーストラリア | 08 | フィリピン |
| 02 | 中国 | 09 | シンガポール |
| 03 | 中華人民共和国香港特別行政区 (SAR) | 10 | 韓国 |
| 04 | インドネシア | 11 | 台湾 |
| 05 | 日本 | 12 | タイ |
| 06 | マレーシア | 13 | ベトナム |
| 07 | ニュージーランド | | |



マーケットインサイト — 今後の展望

以降のページでは、アジア太平洋地域の13市場における、サステナビリティ報告フレームワークに関するインサイトを取り上げます。各マーケットインサイトには次の内容が含まれます。

マーケット名

このセクションは、ESG報告の規制要件の歴史と将来の見通し（「進化（evolution）」）に焦点を当てたエクゼクティブサマリーを提供します。

マーケットリーダー



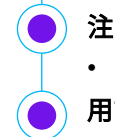
このセクションは、ESG報告の進化に関連する重要なマイルストーンやイベントを提供します（発表日ベース）。

ESG タイプ 名称 詳細 範囲 発効 参照

- G** • このリストは、**2023年10月時点**における、より広範な影響を及ぼすと思われる**主要な要件／ガイダンス**を、その重要度や関連度の高い順に記載しています（網羅的ではありません）。
- E** • 「タイプ」欄は、それが**必須開示（M）**であるか**任意開示（V）**であるかを示しています。
- S** • 「範囲」欄は、その適用が**上場企業（L）**か**非上場企業（N）**かを示しています。
- 「参照」欄は、ISSB基準／TCFD提言／SASB基準／GRI基準（ガイドライン）／証券取引所規則のいずれかを基としている場合に記載しています。

ISSB基準の採用／適用

- このセクションは、ISSB基準の採用／適用に関する現状（基準設定組織の創設など）を記載しています。



注

- このセクションは該当する情報があれば提供します。

用語集

- このセクションは該当する情報があれば提供します。



オーストラリア

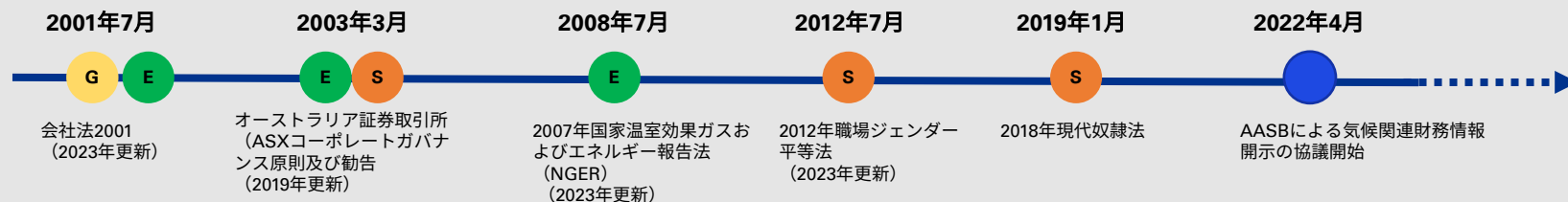
オーストラリアの環境、社会、ガバナンス（ESG）報告および開示へのアプローチはこれまで自主的なものでした。開示を選択する企業は、TCFDやGRIにより提供されたガイドラインを主に参照してきました。

最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準は、サステナビリティ報告に関するグローバルな基準を確立するというISSBの野心的目標においてきわめて重要な進展です。オーストラリアの現状についての概略は以下のとおりです。

オーストラリア財務省は、グローバルサステナビリティ基準への適応の取組みにあたり、「気候優先」のスタンスを選択しました。その焦点は主に気候変動の影響と、この重要な問題に関する企業の報告方法です。オーストラリア会計基準審議会（**Australian Accounting Standards Board : AASB**）は最近、一般的な気候関連開示を取り扱うIFRS S1号、および気候関連開示の具体的な内容に関わるIFRS S2号をローカライズした2つの【草稿】オーストラリアサステナビリティ報告基準（**Australian Sustainability Reporting Standards : ASRS**）を含む公開草案を発表しました。これは、当該基準がオーストラリアの国内事情に適切かつ効果的であることを保証することを目的としています。

オーストラリアにおける大きなハードルは、義務化された基準を達成するための法制化プロセスです。しかしIFRS S1号とS2号のオーストラリア版（ASRS1号および2号）の公開草案が、現在AASBによって協議されており、進捗が見られます。さらにオーストラリア財務省は、3つのグループに分けながら、向こう4年間でこれらの基準の段階的な適用を義務付けることを示しました。オーストラリア基準における顕著な違いは、SASB産業別指標へのリンクが外され、ANZICにリンクしたオーストラリアの指標を参照するよう置き換えていることです。

課題はあるものの、オーストラリアでは堅固なサステナビリティ報告基準の設定に向けた機運が高まっています。気候変動に関する情報開示についての協議と関心の高まりは、正しい方向への動きを示しています。



Peter Trace

KPMGオーストラリア
ESGレポートニングコン
サルティング
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	2007年国家温室効果ガスおよびエネルギー報告法（改正版）	NGERスキームは、特定のオーストラリア企業による温室効果ガス（GHG）排出量、エネルギー消費およびエネルギー生産報告のための国内システムである。	L & N	2008年7月	-
G E S	M	ASX コーポレートガバナンス原則および勧告（第4版）	ASX コーポレートガバナンス原則および勧告は、 ASX上場事業体 に対して、良好なガバナンス成果を達成し、大半の状況における投資家の合理的な期待を満たす、推奨される コーポレートガバナンス慣行 を設定している。 これらは「コンプライ・オア・エクスプレイン」に基づいて義務付けられている。	L	2003年1月	TCFD
E	V	CPG 229：気候変動金融リスク	最終CPG229は、 銀行、保険会社、退職年金受託者の 既存のリスク管理およびガバナンス慣行における 気候関連リスクおよび機会 を管理し、支援すべく設計されている。	L & N (金融機関)	2021年11月	TCFD
E	V	RG247：経営・財務レビューにおける効果的な開示（2019年8月更新）	この規制は、取締役報告における 経営・財務レビュー（OFR） を作成する際に、取締役が株主もしくはユニットホルダーに有用かつ有意義な情報を提供するためのガイダンスを提示している。 サステナビリティを考慮に入れ2019年に更新された。	L	2013年3月	TCFD
S	M	2018年現代奴隷法	この法律は、報告を行う事業体およびそれらに所有されるもしくは支配されている事業体の運営およびサプライチェーンにおける現代奴隷のリスクを記述した 現代奴隷に関する声明 を、毎年内務省に提出することを求めている。	L & N	2019年1月	-
S	M	2012年職場ジェンダー平等法	この法律は、対象となる雇用主に、従業員の男女構成と対象雇用主の管理機関、男女間の平等賃金、雇用条件と慣行の可用性と利用について記載した ジェンダー平等報告 を毎年提出することを求めている。	L & N	2018年7月	-
E	V	ASIC Info Sheet 271 サステナビリティ関連商品を提供もしくは促進する際にグリーンウォッシングを避ける方法	運用ファンドの責任事業体、企業集団投資ピークル（CCIVs）のコーポレートディレクター、および登録可能なスーパーアニュエーション（退職年金）事業体の受託者（発行体）に、金融商品または投資戦略がどの程度環境に優しく、持続可能で倫理的であるかについての虚偽表示に関する情報を提供する。	L & N (金融機関)	2022年7月	TCFD

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- AASBは、最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準に相当する2つの〔草稿〕ASRSを含むオーストラリアの公開草案を発表しましたが、**範囲は気候関連財務情報開示に限定**されており、最終のASRSは2024年6月30日までに公表されることが予想されています。
- これらの基準が適用される時期と対象事業体を確認する連邦法制化が現在進められています。
- 現在の予想では、**2024年7月1日から大企業**を対象に、**まず気候開示に絞って適用**される可能性があります。さらなる基準が追加で導入される見込みです。

注

- オーストラリアには**強制的なTCFD報告規則はありません**が、国内トップ100上場企業のかかなりの割合はTCFDを自主的に採用しています。TCFD提言は、強制的な開示がないなかで気候関連開示を行おうとする組織のために、すべてのオーストラリアの基準設定者と規制当局によって支持されています。
- オーストラリアでは**SEC気候関連規則やESRS規則を採用する計画はありません**が、SECに上場している企業や、EU法域内で事業を展開している企業のなかには、報告義務の対象となる企業があります。

用語集

- AASB (Australian Accounting Standards Board)
：オーストラリア会計基準審議会
- ASX (Australian Securities Exchange Limited)
：オーストラリア証券取引所
- NGER (National Greenhouse and Energy Reporting)
：国家温室効果ガスおよびエネルギー報告

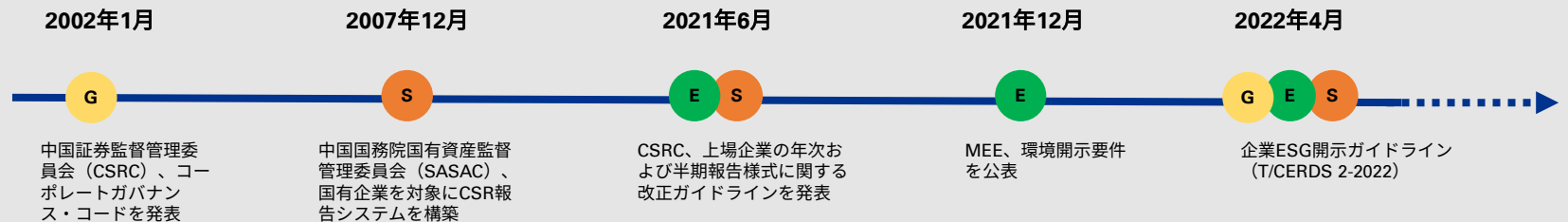


中国

中国は、企業の社会的責任とコーポレートガバナンスをさらに重視し、同国のESGジャーニーにおけるマイルストーンとなる2030年の炭素排出ピークおよび2060年のカーボンニュートラル目標を2020年に発表しました。ESGは中国国家発展の長期目標となる一方、中国企業によるESG報告は初期段階にあり、規制要件は業界と政府当局にわたって細分化されています。中華人民共和国生態環境部（MEE）は、2022年2月発効の企業環境情報法定開示管理弁法を公表し、2025年までに、より幅広い企業を対象とする強制的な環境情報開示システムが制定されます。上場企業は、2022年に更新された上海証券取引所および深圳証券取引所の規則の下で、CSR実績を毎年公表することが求められ、ESG実績を毎年開示することが奨励されています。

Patrick Chu

KPMG中国
ESGレポーティング
および保証ヘッド
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
	M	企業環境情報法定開示管理弁法 (Measures for the Administration of Legal Disclosure of Enterprise Environmental Information)	MEEは、企業が法律および監督・管理活動に従い、企業による 環境情報 の開示に適用する「企業環境情報法定開示管理弁法」を公表した。	L & N	2022年2月	-
 	M	上場企業向け年次および半期報告様式に関するガイドライン	CSRCは、上場企業向け年次および半期報告様式に関する改正ガイドラインを公表した。 この報告には、現在、 詳細な開示要件 を伴う新セクションである「セクション5： 環境と社会的責任 」が含まれている。	L	2021年6月	-
 	M	上海証券取引所上場企業向け自主規制ガイドライン第1号：標準的運営	このガイドラインには、 企業の社会的責任 (CSR) 開示 のための具体的な規則が含まれている。メインボード上場企業への規制とガバナンスを強化することを目的としている。	L	2022年1月	-
 	M	深圳証券取引所上場企業向け自主規制ガイドライン第1号：上場企業の標準的運営	深圳証券取引所 は、既存の「深圳証券取引所上場企業の規制に関するガイドライン (2020年改正)」を統合し改正することで、上場企業向け自主規制規則を整理、更新した。	L	2022年1月	-
 	V	T/CERDS 2-2022：企業のESG開示のためのガイダンス	このガイドラインは、中国初の 包括的開示基準 であり、定性的・定量的開示の指標を含む ESG開示 および コーポレートガバナンス のガイダンスとなっている。	L & N	2022年6月	-
	M	金融機関向け環境情報開示に関するガイドライン	このガイドラインは、 金融機関の環境情報開示慣行 を規制することを目的としており、次の4つのタイプの機関に適用される：商業銀行、資本運用機関、信託会社および保険会社。	L & N (金融機関)	2021年7月	-
	M	銀行・保険会社向けグリーンファイナンス・ガイドライン	このガイドラインは、 銀行および保険会社に内部統制管理と情報開示 を強化するよう命じている。 銀行と保険会社は、グリーンファイナンス審査と評価システムを構築し、インセンティブと抑制手段を講じなければならない。	L & N (銀行 & 保険会社)	2022年6月	-
 	V	中央企業保有の上場企業の質改善のための作業計画	この文書は、中央企業に、中国の特性に合わせたESG情報開示ルール、ESG実績評価、ESG投資ガイドラインの形成において積極的役割を果たすよう、奨励している。	L & N	2022年5月	-

タイプ：必須開示 (M)、任意開示 (V) 範囲：上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用／適用

- IFRS財団と中国財務省は覚書 (MoU) に署名し、IFRS財団の北京事務所が設立されました。2023年半ばに開設された北京事務所はアジアにおけるステークホルダー・エンゲージメントのハブとして機能しています。
- ISSB公開草案のコメント期間中、中国財務省と中国証券監督管理委員会は、レターを通じて異なるレベルのサポートを示しました。

用語集

- CSRC (China Securities Regulatory Commission)
：中国証券監督管理委員会
- MEE (Ministry of Ecology and Environment)
：中華人民共和国生態環境部
- SASAC (State-owned Assets Supervision and Administration Commission)
：中国国務院国有資産監督管理委員会



香港 (SAR)

ESG報告をめぐる香港の状況は過去10年で大きく変化し、透明性と説明責任が重視されるようになりました。

2013年、香港証券取引所（HKEX）はサステナビリティ報告の自主的フレームワークを導入し、2016年に強制的義務となりました。このきわめて重要な変更は、HKEXがグローバルのガイドラインと期待に沿うというコミットメントを示すものでした。

香港の規制が進化する国際情勢に沿い続けることを保証し、香港を国際的に主要なサステナブルファイナンスのハブとして位置付けるため、HKEXはその基準を一貫して見直し、強化してきました。2023年4月、HKEXは2022年3月のISSB公開草案を受けて、コンサルテーションペーパーを公表しました。変更案では、すべての上場企業にそのESG報告において気候関連開示を含めることが義務付けられます。HKEXはスケーリングと段階的導入に関するISSBのガイダンスを検討する意向であり、2025年1月1日の上場規則改正を目指しています。この前向きな一歩は、グローバルの規範に歩調を合わせるだけでなく、気候変動という差し迫った問題にも対処する、強固で未来志向のESG報告規制フレームワークを維持するHKEXの決意を如実に示しています。

Irene Chu

KPMG中国ESG
アドバイザー
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G	M	コーポレートガバナンス・コードと関連上場規則	コーポレートガバナンス (CG) コードは、良好なコーポレートガバナンスの原則を概説している。上場企業を対象に、上場規則は CG報告をその年次報告書に含める ことを義務付けている。この報告は所定の情報に従って会社のコーポレートガバナンス慣行について詳述しなければならない。必須開示要件の不遵守は、上場規則の違反とみなされる。	L	2005年7月	-
G E S	M	上場規則附則27：環境・社会・ガバナンスに関する報告ガイド	ESG報告ガイドは香港の上場企業に2016年に義務化された。30を越す 特定のKPI が、「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースで報告されることになっている。	L	2016年1月	GRI TCFD
E	M	監督方針マニュアル GS-1：気候リスク管理	香港金融管理局 (HKMA) の監督方針マニュアルに従い、GS-1はすべての認証機関に適用されている。このマニュアルは、HKMAが 銀行の気候リスク管理 を検証する際のアプローチと期待事項を提示しているだけでなく、 気候リスク管理 の重要要素に関するガイダンスを銀行に提供している。	L & N (銀行含む認証機関)	2021年 12月	TCFD
E	M	ファンドマネージャー行動規範 (FMCC)	FMCCは、香港証券先物委員会 (SFC) によりライセンスを得たもしくはそこに登録された、集団投資スキーム (CIS) や一任勘定の運用に従事する個人の行動ガイドラインを規定している。2021年、SFCはFMCCを改訂し、CISを監督するファンドマネージャーは、投資やリスク管理の意思決定にあたって気候リスクを織り込む必要があり、また、これを適切に開示しなければならないことを義務付けた。	L & N (集団投資スキームに従事するファンドマネージャー)	2022年 11月	-
E	V	気候開示に関するガイダンス (HKEX)	このガイドは、上場企業に対して TCFD提言 の遵守を促すための、実務上のガイダンスを提供している。	L	2021年 11月	TCFD
G E S	M	グリーンまたは環境、社会、ガバナンスファンドに関するSFC認可ユニットトラストおよびミューチュアルファンドの運用会社宛通達 (circular)	この通達は、投資プロセスに気候変動、グリーン、ESG やサステナビリティ要素を取り入れているSFC認可ファンドに向けて、ユニットトラスト、ミューチュアルファンド、投資連動型保証スキームや非上場仕組投資商品に対するSFCハンドブックの要件適用に関するSFCのガイドラインを概説している。	L & N (ESGファンド)	2022年1月	-

タイプ：必須開示 (M)、任意開示 (V) 範囲：上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用／適用

- 2023年4月、HKEXはESG報告コードの変更提案に対する意見とコメントを求めるコンサルテーションペーパーを公表しました。提案は気候開示を強化しようとするもので、おおむねISSB基準 S2号気候関連開示に沿うものです。気候関連開示は「コンプライ・オア・エクスプレイン」から離れ、強制開示に向かっていきます。

用語集

- FMCC (Fund Manager Code of Conduct)
：ファンドマネージャー行動規範
- HKEX (Hong Kong Exchanges and Clearing Limited)
：香港証券取引所
- SFC (Securities and Futures Commission)
：香港証券先物委員会



インドネシア

インドネシアのESG報告規制には、金融サービス庁（OJK）の監督下にある金融機関を含む上場企業および非上場（非公開）企業を対象にした報告条項が含まれます。例えば、最近「会社法」（2023年法律第6号）として改正された、有限責任会社法第40号（Law No.40 of 2007 on Limited Liability Companies）は、年次報告には社会的・環境的責任が盛り込まれ、年次株主総会により承認される必要がある旨が定められています。

OJKは、2014年にフェーズI、2021年にフェーズIIとして、それぞれサステナブルファイナンス・ロードマップを公表しました。これらのロードマップは、OJKサステナブルファイナンスの実行規則（POJK No.51/POJK.03/2017）、グリーンボンド（POJK No. 60/POJK.04/2017）、年次報告書の形式と内容（OJK 通達 No.16/SEOJK.04/2021）およびグリーンタクソノミー バージョン1.0などの法令および政策の基礎としての役割を果たしています。

ESG報告に向けたインドネシアの規制フレームワークに関する本レポートは、OJKから上場企業および非公開企業を対象として発布される規制に、主に焦点を当てていきます。

Michael Horn

KPMGインドネシア
ESGアドバイザー
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	金融サービス庁規制 No.51/POJK.03/2017	OJKは、金融機関、発行体、上場企業に対し サステナブルファイナンスの適用 を強制する規制を導入した。 この規制は、 サステナビリティ報告 （毎年発表）と サステナブルファイナンス5年アクションプラン （金融セクターを対象として、5年ごとに更新、さらに5年計画に対する進捗を毎年報告）の公表を義務付けている。	L & N （金融機関、発行体および上場企業）	2017年 7月	証券取引所
E	M	金融サービス庁規制 No. 60/POJK.04/2017	これは グリーンボンドおよびスクーク （イスラム債）発行のためのガイドラインおよび要件を提供しており、適用可能プロジェクトの基準、報告義務、認証プロセスなどを含んでいる。 この規制は、グリーンボンドおよびスクークの発行体はOJKに対する年次報告において毎年環境専門家の検証を含めなければならないことを義務付けている。	L & N （発行体）	2017年 12月	証券取引所
G E S E	M	金融サービス庁通達 No. 16/SEOJK.04/2021	発行体や上場企業向けの 年次報告書 の形式および内容に関する技術的ガイダンスが追加で公表された。	L & N （発行体および上場企業）	2021年 6月	証券取引所
E	V	グリーンタクソノミーバージョン 1.0	グリーンタクソノミーは、 インドネシアの銀行がKlasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia （インドネシア標準産業分類）を用いて、インドネシアの高排出生産市場のさまざまなセクターおよびサブセクターを分類する手引きとなっている。	L & N （金融機関）	2022年 1月	証券取引所
E S	M	会社法2007年法律第40号（2023年法律第6号により改正）および有限責任会社の社会的・環境的責任に関する2012年政府規則第47号の施行規則 関係条文： 社会的および環境責任の側面（第5章第74条）	この法律では、年次報告に 社会的・環境的責任 を記載することが期待されており、天然資源産業に属する企業における必須事項が簡潔に説明されている（第5章第74条）。社会的・環境的責任の遂行を怠った資源企業には制裁が科されることがある。	N （天然資源産業に属する企業）	2007年 8月	-
G E	M	炭素取引所を通じた炭素取引に関する金融サービス庁規制 No.14/2023	炭素取引所を通じた炭素取引に関する金融サービス庁規制は、市場主催者により行われる 炭素取引所を通じた炭素取引 についてのガイドラインおよび参照文であり、金融サービス庁が規制・監督を行う上で参照される。この規制には、金融サービス庁および環境林業省に提出される 炭素取引に関する必須報告要件が含まれる 。	N （炭素取引運用者）	2023年 8月	証券取引所

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

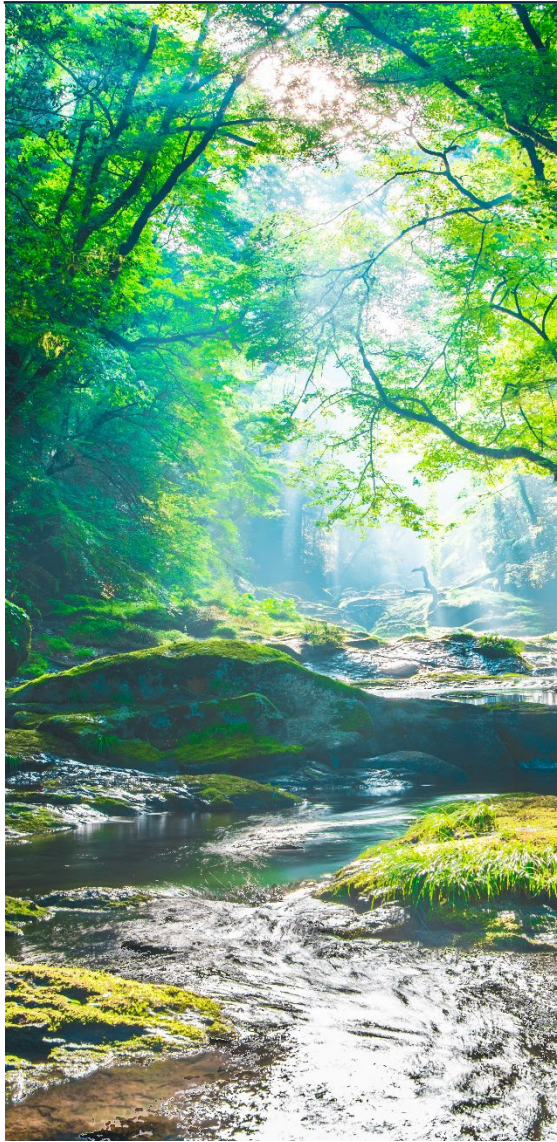
- OJKは年次報告内容に国際基準を採用するための基礎となる条項を設定しています。No. 16/SEOJK.04/2021通達により、上場企業は必要な場合に国際基準を採用することが許容されており、年次報告で開示される情報の最低基準は拡大しています。
- さらに、報告基準を強化するこれらの取組みに沿い、**Ikatan Akuntan Indonesia**（IAI、インドネシア勅許会計士協会）による2023年6月27日のプレスリリースは、**IAIは2023年に公表されたISSBの2つの当初基準を全面的に支持する**、と述べています。これらISSB基準の採用に備え、IAIは現在**Dewan Standar Keberlanjutan**（IAIのサステナビリティ基準審議会）を設立するプロセスにあります。しかし、正式な採用日はまだ決定されていません（出典：Berita IAI（iaiglobal.or.id））。

注

- 金融サービス庁規制 No. 51/POJK.03/2017 第1章第3条により、以下の事業体は**サステナビリティ報告を公表する必要があります**。
 - 外国銀行（2019年から開始）
 - 上場企業（2020年から開始）
 - インドネシア拠点の商業銀行（2020年から開始）
 - 保険会社、地方銀行、年金基金等のその他金融機関（2020年から2025年のタイムライン以内）

用語集

- IAI（*Ikatan Akuntan Indonesia* (Indonesian Institute of Chartered Accountants)）
：インドネシア勅許会計士協会



日本

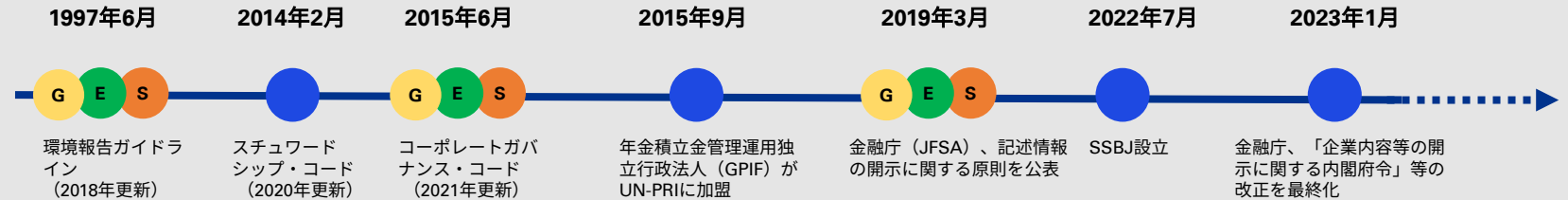
1997年、環境省から「環境報告ガイドライン」が公表され、環境報告の開示が企業に奨励されました。また、GRI基準（GRIガイドライン）の導入が企業で進められたことに伴い、報告様式は環境報告からサステナビリティ報告へと進化しています。その後、IIRCの「国際統合報告フレームワーク」や、経済産業省が2017年に公表した「価値協創ガイダンス」などのさまざまな取組みにより、日本企業の非財務情報開示の充実が図られてきています。

さらに、コーポレートガバナンス・コードの直近の改訂（2021年）により、東京証券取引所プライム市場およびスタンダード市場に上場する企業は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」により、コーポレートガバナンス報告書においてサステナビリティ関連の取組みを開示することが要請され、プライム市場上場企業は気候変動関連の開示も要請されています。

加えて、2023年3月期の事業年度から、上場企業は有価証券報告書の所定のセクションにサステナビリティ関連情報（人的資本投資に関連するものを含む）を記載することが要求されています。さらに、2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、IFRS S1号およびS2号を基にした初の基準を2025年3月前に公表することを目指しています。

勢志 恭一

KPMG日本
サステナブルバリュー統轄
事業部
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等 (JFSA)	有価証券報告書上の記述情報欄における記載事項が、内閣府令等により改正された。この改訂は、主に「 サステナビリティに関する企業の取組 」に関する記載を義務付け、また コーポレートガバナンス に関する記載の充実を図るものである。	L (& N)	2023年1月	-
G E	M	コーポレートガバナンス・コード (東京証券取引所 (TSE))	2021年改訂コードにおいて、補充原則3.1.3は以下を定めている。「上場会社は、経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。」「特に、 プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響 について、必要なデータの収集と分析を行い、... T C F D またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」	L	2021年6月	TCFD
E	M	「地球温暖化対策の推進に関する法律」および「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」	「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、 温室効果ガスを大量に排出する者 (特定排出者) に、自らの 温室効果ガス排出量 を算定し、 国に報告 することを義務付けている。エネルギー起源CO ₂ の報告に関しては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく定期報告書を用いた報告が認められている。	L & N	2006年4月	-
E	M	「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」	化学物質排出移動量届出制度 (PRTR) の対象とされる 事業者は、第1種指定化学物質の排出量・移動量 を把握し、それらを毎年 国に報告 する必要がある。対象とされる事業者は、業種、規模、年間に取り扱う化学物質の量に基づいて選定される。	L & N	2001年4月	-
G E S	V	価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0 (価値協創ガイダンス2.0) (経済産業省 (METI))	このガイダンスは、企業固有の 価値創造ストーリー を構築し、質の高い情報開示と対話に導くフレームワークである。伊藤レポート3.0は、このガイダンスについて、SX (サステナビリティトランスフォーメーション) を経営および投資家との対話に組み込むための「実践編」として取り扱うよう、提言している。	L & N	2022年8月	-

タイプ: 必須開示 (M)、任意開示 (V) 範囲: 上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用/適用

- 2022年7月、財務会計基準機構 (FASB) の傘下にSSBJが設立されました。
- 金融庁は、金融商品取引法に基づく開示制度の下で、SSBJをサステナビリティ報告基準の策定にあたる基準設定組織として指定する意向を示しました。
- SSBJはIFRS S1号およびS2号を踏まえて、その日本版に相当する基準の策定を開始しています。SSBJによる基準は今後、有価証券報告書の開示要求に組み込まれることが予想されています。
- SSBJは以下を目標として示しています。
 - 日本版IFRS S1号およびS2号の**公開草案を2024年3月31日まで**に公表する。
 - 最終基準を2025年3月31日まで**に公表する。

注

- 日本ではサステナビリティ関連情報の要求がますます高まっており、統合報告書、サステナビリティ報告書やウェブサイトによる情報開示を進めるための**さまざまな取組み**が活発になっています。
- 統合報告書**を発行する日本企業数は着実に増加しています。統合報告書を発行している企業の割合は、日経平均株価 (日経225) 構成企業の91%に達しています (出典: 「日本の企業報告に関する調査2022」 (KPMGジャパン))。
- 日本政府は社会課題の解決を通じた持続的な成長の実現の重要性を強調しています。人的資本管理は、その「新しい資本主義」イニシアチブの中核的要素の1つです。
- これを達成するべく、政府は**サステナブルファイナンス**を促進する政策手段を実行しています。金融庁により運営されている「サステナブルファイナンス有識者会議」は、サステナブルファイナンスを推進するためのさまざまな施策を提言しています。

用語集

- JFSA (Japan Financial Services Agency)
: 金融庁
- SSBJ (Sustainability Standards Board of Japan)
: サステナビリティ基準委員会



マレーシア

マレーシアのサステナビリティの状況は、特に気候変動に関し、ここ数年間で大きな進展がありました。2022年9月、マレーシア証券取引所（ブルサ・マレーシア）は、TCFD提言に沿った気候変動関連開示を含む改正サステナビリティ報告要件をメイン市場上場要件（メインLR）およびACE市場上場要件（ACE LR）において公表し、続いてマレーシア中央銀行（BNM）は、金融機関向けに気候リスク管理およびシナリオ分析に関する方針文書を公表しました。

2023年、IFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）の公表に先立ち、マレーシア証券委員会（SC）は、IFRSサステナビリティ開示基準の導入を支援するために、国内にサステナビリティ報告アドバイザー委員会（ACSR）を設置しました。しかしながら、さらなる詳細は今後となります。

それでも、TCFD提言と整合した開示を含むブルサ・マレーシアのメインLRは、マレーシアの上場企業がIFRSサステナビリティ開示基準を採用するための優れた基盤となるでしょう。

Oy Cheng Phang

KPMGマレーシア
サステナビリティアドバイザリーヘッド
パートナー



2021年4月



マレーシア コーポレートガバナンス・コード（MCCG）
（2021年更新）

2022年9月



ブルサ・マレーシアサステナビリティ報告ガイドおよびツールキット（第3版）

2022年11月



マレーシア国立銀行（BNM）による、気候リスク管理およびシナリオ分析に関する方針文書

ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	改正サステナビリティ報告フレームワークに関連した、ブルサ・マレーシア証券取引所ベルハド メイン市場上場要件（メインLR）の改訂	ブルサ・マレーシア証券取引所ベルハド（ブルサ・マレーシア）は、上場発行体のサステナビリティの実践と開示の高度化を目的として、改正サステナビリティ報告要件をメイン市場上場要件（ メインLR ）において公表。 これはTCFD提言に沿った 気候変動関連開示 を含んでいる。	L	2022年9月	TCFD GRI
G E S	M	改正サステナビリティ報告フレームワークに関連した、ブルサ・マレーシア証券取引所ベルハド ACE市場上場要件（ACE LR）の改訂	ACE市場上場企業 向けのサステナビリティ報告要件も、メイン市場の要件と整合するよう強化された。 ACE市場上場企業は、現在、 気候変動報告 について、低炭素経済に移行するための基本計画（「 移行計画 」）の開示を義務付けられている。	L	2022年9月	GRI
G E S	M	ブルサ・マレーシア サステナビリティ報告ガイドおよびツールキット（第3版）	ブルサ・マレーシアは、改正サステナビリティ開示要件の公表とともに、 最新版サステナビリティ報告ガイド （第3版）、および、上場発行体が改正サステナビリティ開示要件を遵守する上でのガイドランスを含む、6つの 更新ツールキット も公表した。	L	2022年9月	TCFD GRI
E	M	BNMによる、気候リスク管理およびシナリオ分析に関する方針文書	この方針文書は、 金融機関 が金融セクターの気候関連リスクへの対応力を高め、低炭素経済への公正かつ秩序ある移行を促進するための 気候リスク管理とシナリオ分析 に関する原則と要件を提示している。	L & N (金融機関)	2022年11月	TCFD
G	M	マレーシア コーポレートガバナンス・コード (MCCG)	2021年改訂MCCGは、企業の戦略および経営における取締役会の監督とサステナビリティ検討事項の統合を強化するための、ベストプラクティスとガイダンスを紹介している。	L & N	2021年4月	-

タイプ：必須開示 (M)、任意開示 (V) 範囲：上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用／適用

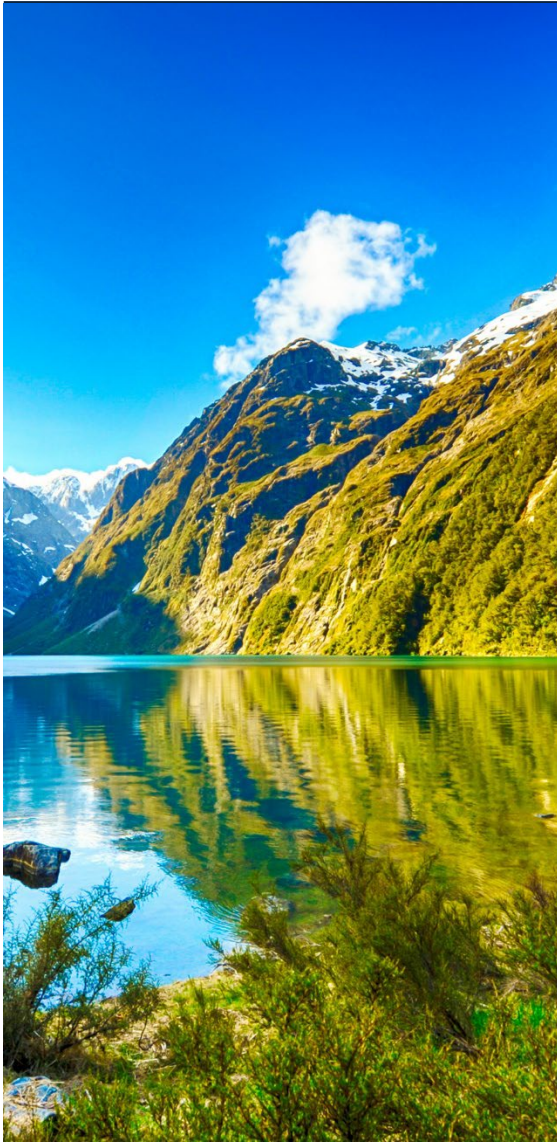
- 2023年5月24日、マレーシア証券委員会は、財務省の是認を得て、マレーシアにおけるIFRSサステナビリティ開示基準の実施を支援すべく、国内にACSRを設置しました。
- しかしながら、さらなる詳細は今後となります。

注

- 改正サステナビリティ報告フレームワークに関連する、ブルサ・マレーシア証券取引所ベルハド メイン市場上場要件（**メインLR**）の実施には移行期間があります。メイン市場上場企業は改正サステナビリティ開示を段階的導入により採用します。所定のサステナビリティ情報の開示は**2023年12月31日以降**に終了する会計年度から適用され、**2025年12月31日以降**に終了する会計年度からTCFD提言に沿った情報開示に移行します。
- 改正サステナビリティ報告フレームワークに関連する、ブルサ・マレーシア証券取引所ベルハド ACE市場上場要件（**ACE LR**）の実施には移行期間があります。ACE市場上場企業は改正サステナビリティ開示を段階的導入により採用します。所定のサステナビリティ情報の開示は**2024年12月31日以降**に終了する会計年度から適用され、**2026年12月31日以降**に終了する会計年度の基本移行計画の開示をもってプロセスは終了します。

用語集

- ACSR (Advisory Committee on Sustainability Reporting)
：サステナビリティ報告アドバイザー委員会
- BNM (Bank Negara Malaysia)
：マレーシア中央銀行

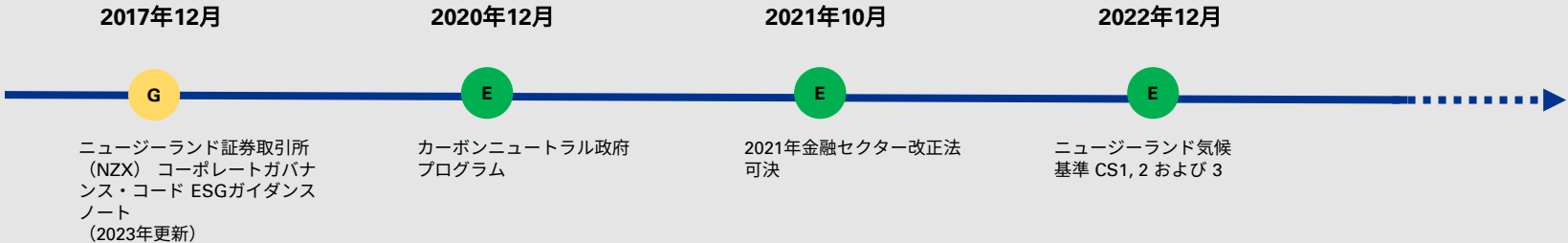


ニュージーランド

規制としては、2022年後半および2023年初頭に発効となったアオテアロア（Aotearoa）・ニュージーランド気候基準およびカーボンニュートラル・ガバメントプログラム（Carbon Neutral Government Programme）に今日まで重点が置かれてきました。ニュージーランド証券取引所は上場企業向けにより広範なESGガイダンスを公表し、ニュージーランドの基準設定者はESG問題に関する強制力のないガイダンスを公表できるようその権限を拡大しました。しかし、現在のところ、気候関連問題以外の報告を求める基準を発行する権限はありません。

Sanel Tomlinson

KPMGニュージーランド
IMPACT測定および
レポートング
プリンシパル



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	アオテアロア・ニュージーランド気候基準 (NZ CS1, 2, 3)	ニュージーランド 金融市場報告事業者のうち最大手の約200社 (気候報告事業者 (CREs)) は、2023年1月1日から本基準に照らした報告を開始。本基準はTCFD提言に基づく。	L & N (金融機関)	2023年1月	TCFD
E	M	ニュージーランド気候基準への保証要件	アオテアロア・ニュージーランド気候基準を用いた年次気候報告において報告されたGHG指標および目標に関する限定的 保証 (最低限として) の義務。	L & N (金融機関)	2024年10月	-
E	M	財務諸表上の気候関連開示監督への金融市場局のアプローチ	規制当局は、2023年から2026年の関心分野には、気候変動に対する事業者の評価とその財務諸表への影響、さらに、財務諸表外で提供されている気候変動関連情報と財務諸表との整合性を含む、と発表した。	L & N (金融機関)	2023年6月	-
E	M	カーボンニュートラル政府プログラム	本プログラムの目指すところは、 公的部門 の多くの組織を 2025年からカーボンニュートラル とすることである。参加事業者は、(1) 排出量の年次での測定、検証、報告、(2) 削減目標と計画の設定、(3) 組織の排出量削減計画の導入を行う。さらに、カーボンニュートラルを達成するため、2025年から 残存総排出量を相殺 する。	N (政府事業者)	2022年12月	-
G E S	M	NZXコーポレートガバナンス・コード-更新ガイダンスノート	NZXは、コーポレートガバナンス・コードに沿うようESGガイダンスノート (2017年) を更新した。上場企業は「 コンプライ・オア・エクスプレイン 」ベースで、 ESG開示 を年次報告に含めるか、年次報告とリンクさせなければならない。	L	2023年4月	証券取引所
E	M	金融セクター (気候関連開示およびその他事項) 改正法 (改正法)	政府は改正法を公表し、一部 大手金融市場参加者に気候関連開示を義務付けた 。これは2023年1月発効のアオテアロア・ニュージーランド気候基準へとつながった。	L & N (金融機関)	2021年10月	-

タイプ: 必須開示 (M)、任意開示 (V) 範囲: 上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用/適用

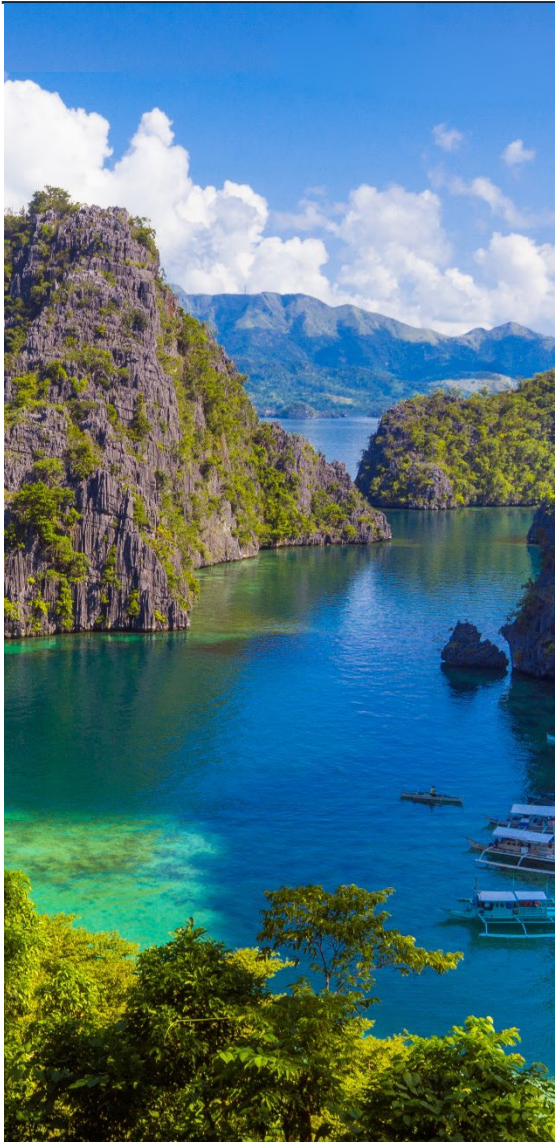
- ニュージーランドには、**2022年12月に公表され、2023年12月会計年度末に発効する独自の気候基準**があります。ISSB基準同様、ニュージーランドの気候基準はTCFD提言に基づいており、したがって基本原則は同様であり、基準設定者は相違点の要約を公表しました。ISSB基準がニュージーランドで採用される、もしくは国際基準との相違点解消のためにニュージーランド基準が更新される、という予測は現時点ではありません。

注

- 保証
 - 改正法は年次気候声明書で報告された**GHG指標と目標に対する保証を義務付けています**。これはニュージーランドの**金融市場報告事業者のうち最大手の約200社**に対して、**2024年10月27日以降に終了**する報告年度から適用されます。外部報告審議会 (XRB) は、倫理、品質管理および報告要件を含む暫定的保証基準を2023年8月に公表し、ISAE3410もしくはISO 14064-3:2019の適用を認めています。強制的保証業務の範囲は狭いものの、改正法は事業者が自主的により高いレベルの保証や、気候声明書のほかの箇所に対する保証を得ることを認めています。
 - カーボンニュートラル・ガバメントプログラム (Carbon Neutral Government Programme) はISAE3410またはISO 14064-3:2019に従った**GHG排出インベントリに対する独立保証**を求めており、実務上可能な場合は合理的保証を推奨しているものの、合理的保証と限定的保証の双方を認めています。
- 社会 (Social) 面の報告に関する今後の法制化
 - 政府は企業の社会面の報告に関連する2つの法制化を検討することを明らかにしています。第一は、事業およびサプライチェーンにおけるリスクへの対応についての報告を通じた、現代奴隷に対処するものです。第二は男女間賃金格差の報告です。

用語集

- NZX (New Zealand's Exchange)
- : ニュージーランド証券取引所

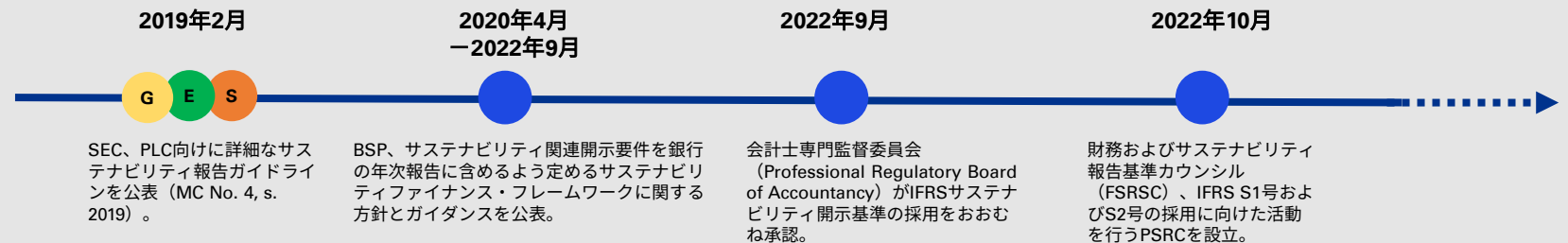


フィリピン

近年、フィリピンではESG報告の著しい発展が見られました。証券取引委員会（SEC）覚書（Memorandum Circular）第4号（2019年）は、上場企業にサステナビリティに関する報告を求める重要なマイルストーンでした。この回状（Circular）は企業の開放性を高める地ならしとなりました。さらに、フィリピン中央銀行（BSP）回状第1085号は、銀行に環境および社会的（E&S）リスクを管理し、サステナビリティを報告に組み入れることを求める、サステナビリティファイナンス・フレームワークを設定しました。フィリピンサステナビリティ報告委員会（PSRC）の創設は、国際的なサステナビリティ報告基準の遵守へのコミットメントを示しています。今後、責任ある持続可能な企業活動をサポートするより堅固な規制の策定が続く見込みで、フィリピンにおけるESG報告の見通しは明るいと思われます。

Kristine Aguirre

KPMGフィリピン
ESGリード



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	コーポレートガバナンス・コード	コーポレートガバナンス・コードは、コーポレートガバナンス基準を地域やグローバルのそれらと同等レベルまで引き上げることを目的としており、上場企業（PLC）、公開企業（PC）、登録発行体（RI）および保険委員会（IC）の規制対象企業に適用される。同コードは、 非財務およびサステナビリティ報告手段 を紹介しており、「コンプライ・オア・エクスプレイン」アプローチに基づいて、企業に非財務情報の開示について明確かつ焦点を絞った方針を持つことを要請している。コードの遵守ないし不遵守の開示を促すため、年次コーポレートガバナンス報告の提出が求められている。SECも別途、PLC向けに経済、環境および社会的開示に焦点を当てたサステナビリティ報告ガイドラインを公表した（以下参照）。	L & N	多様	-
E S	M	上場企業向けサステナビリティ報告ガイドライン	SECは、フィリピンの上場企業によるサステナビリティ報告に関するガイドラインを提供する覚書回覧第4号（2019年）を2019年2月に公表した。この回覧は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」アプローチでガイドラインを適用し、年次サステナビリティ報告を提出することを求めている。 本ガイドラインは、PLCが組織の 経済、環境、社会 面にわたる 非財務実績 を評価、管理することを支援し、国内政策やプログラムだけでなく、国連の持続可能な開発目標などの世界的なサステナビリティ目標の達成に向けた貢献を測定し、管理できるようにすることを目的としている。	L	2019年 年次報告	証券取引所
E S	M	銀行向けサステナブルファイナンス・フレームワーク	BSPの通貨委員会は、銀行の戦略目標や経営だけでなく、コーポレートガバナンスおよびリスク管理フレームワークにおける環境および社会（E&S）リスク領域を含む、サステナビリティ原則の統合に関するBSPの期待を定めたサステナビリティファイナンス・ポリシー・フレームワークを承認した。 これにより、銀行は、年次報告で一定の、一般的なESG関連開示を行うことが求められる。この要件はBSP 回覧第1085号（2020年）により発表され、発効から3年後に完全遵守が求められる。さらに回覧第1128号（2021年）、回覧（Circular letter）第CL-2022-11、回覧第1149号（2022年）、覚書第 M-2022-042における方針およびガイダンスにより補足された。	L & N (全銀行)	2020年5月	-

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- PSRCは、ISSBのIFRSサステナビリティ開示基準を評価し、現地利用のための解釈とガイダンスを提供するために、財務およびFSRSCにより設立されました。PSRCはFSRSCにより推薦、承認された17のメンバー組織からなり、SEC、BSP、保険委員会（IC）、監査委員会およびフィリピン証券取引所など、金融セクター規制当局やその他の政府機関、ステークホルダーにより発行される可能性のあるサステナビリティ開示基準や、サステナビリティ報告に関連する規制案の公開草案にコメントすることを責務としています。

用語集

- BSP (Bangko Sentral ng Pilipinas)
：フィリピン中央銀行
- FSRSC (Financial and Sustainability Reporting Standards Council)
：財務およびサステナビリティ報告基準カウンシル
- PSRC (Philippine Sustainability Reporting Committee)
：フィリピンサステナビリティ報告委員会
- SEC (Securities and Exchange Commission)
：証券取引委員会



シンガポール

シンガポール証券取引所（SGX）が2021年に発表した「上場企業向けサステナビリティ報告」は、シンガポールのESG報告にとって重要なマイルストーンとなりました。最も注目されるのは、上場企業に詳細な報告要件を課し、報告に用いるべきベストプラクティス・テンプレートとして明確にTCFD提言を参照している点で、サステナビリティ報告に関するグローバル基準へのシンガポールの支持を明確にしました。

これに加え、シンガポールはまた、SGXと会計企業規制庁（ACRA）の共同取組みとしてISSB基準の現地化と採用を目的とするサステナビリティ報告諮問委員会（SRAC）を設立することで、サステナビリティ報告への標準化されたアプローチ確立への強い熱意を示しました。

Cherine Fok

KPMGシンガポール
ESG担当
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G E S	M	サステナビリティ報告要件 (1/2)	SGXは発行体にTCFD提言に基づく気候関連開示の提供を要求している。 2022年1月1日以降に開始する事業年度：全発行体（コンプライ・オア・エクスプレインベース） 2023年1月1日以降に開始する事業年度：(i) 金融、(ii) 農業、食料、林産物、(iii) エネルギー産業の発行体について義務化 2024年1月1日以降に開始する事業年度：(i) 資材、建築、(ii) 運輸産業の発行体について義務化	L	2022年1月以降	TCFD証券取引所
G E S	V	サステナビリティ報告要件 (2/2)	SGXは、発行体間の一貫性を促進すべく、27のコアESG指標の共通セットを公表することにより開示要求を補完した。 この指標は強制ではなく、事業体が開示に組み入れる際の任意の参考基準として用いられる。 SGXは、発行体はコアESG指標に限定されずに、報告された指標の関連性と網羅性を確保するため、マテリアリティ評価を行うべきである、と特に言及している。	L	2022年1月以降	TCFD証券取引所
G E	V	環境リスク管理ガイドライン（銀行、資産運用会社および保険会社向け）（MAS）	シンガポール金融管理局（MAS）は、全銀行、資産運用会社および保険会社により遵守されるべき環境リスク管理手続きに関し、その期待を記載したガイドラインを公表している。 これらのガイドラインは、ガバナンス・戦略、リスク管理、環境リスク情報の開示に対応し、TCFD提言をベストプラクティスの例として参照している。	L & N （金融機関）	2022年6月	TCFD

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- SGXとACRAは、ロードマップを作成し、ISSB基準をシンガポールで導入する際の意見を提供するためSRACを設立しました。SRACは現在、主要な業界関係者と協議を行っています。

注 炭素税

- シンガポールの炭素税は以下の税率で設定されています。
 - 2019年から2023年：5シンガポールドル／CO2換算1トン当たり
 - 2024年から2025年：25シンガポールドル／CO2換算1トン当たり
 - 2026年から2027年：45シンガポールドル／CO2換算1トン当たり
- この税は、以下に記載する、一部の施設とサブセクターに適用されます。
 - 製造と製造関連サービス
 - 電力、ガス、蒸気、圧縮空気および空調用の冷却水の供給
 - 上下水道供給と廃棄物管理
- シンガポールの野心的目標は、2030年までに、炭素税をCO2換算1トン当たり50-80シンガポールドルに到達するよう、さらに引き上げることです。
- 炭素税は、GHGを年間25,000 CO2換算トン以上直接排出する施設に課されます。

用語集

- SGX (Singapore Exchange)
：シンガポール証券取引所
- SRAC (Sustainability Reporting Advisory Committee)
：サステナビリティ報告諮問委員会



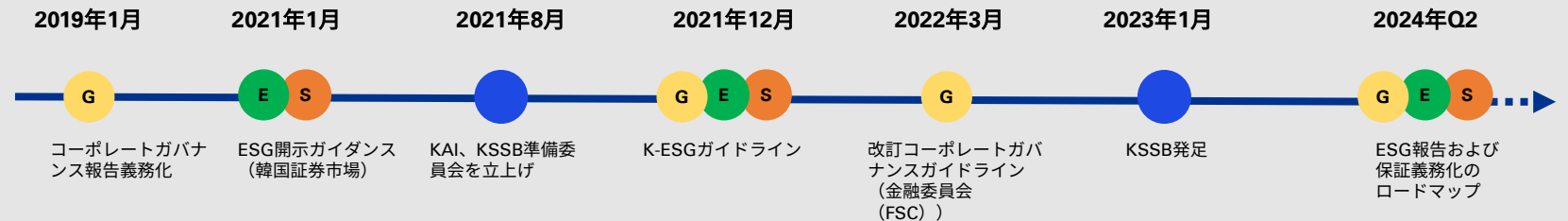
韓国

過去10年、韓国においてサステナビリティ報告は自主的開示として増加しており、ESGの世界的な機運に呼応して上場企業を中心に急速に増加し続けています。2019年に政府は、韓国特有のガバナンス構造を考慮し、2兆ウォン以上の資産を持つ上場企業に対し、透明性を確保するためのコーポレートガバナンス報告の開示義務化を規定しました。2026年までに段階的に全上場企業に拡大する予定です。

ESG報告を促進し、その作成負担を軽減するため、政府は、K-ESGガイダンスやESG開示ガイダンスなどの現地ESGガイドラインを設定しました。しかし、IFRSサステナビリティ開示基準、米国SEC気候関連規則、CSRD下のESRSなどの主要な報告基準や規則が最近発表され、もしくは発表が予定されているため、韓国政府は、2024年前半に報告基準を設定するだけでなく、サステナビリティ報告および保証を義務付けるロードマップを発表することが予想されています。2026年以降、一定水準の資産を保有する上場企業から、コーポレートガバナンス報告、サステナビリティ報告および保証の段階的な導入が始まり、2030年までに全上場企業に適用される可能性があります。IFRS S1号およびS2号採用のために、2023年に韓国サステナビリティ基準審議会（KSSB）が韓国会計基準院（KAI）内に設置され、KSSB基準の草案が2024年3月までに公表される予定です。

Jeong Hwan Hwang

KPMGアジア太平洋地域
ESG保証リーダー
KPMG韓国
ESGセンターオブエクセ
レンス
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
G	M	コーポレートガバナンス報告の義務化と改訂ガイドライン	韓国証券取引所は、2019年から、韓国総合株価指数（KOSPI）株式市場に上場する総資産2兆ウォン以上の企業に年次コーポレートガバナンス報告の開示を義務付けている。2022年、この要件を全上場企業に拡大する改訂が行われ、2026年から発効する予定。	L	2019年1月	証券取引所
E S	V	ESG開示ガイドランス	韓国証券取引所（KRX）は、サステナビリティ報告を作成する企業を支援すべく、「ESG開示ガイドランス」を公表した。これには、ESG報告の作成や、EとSに関連する25の主要トピックスに関する実務ガイドランスが含まれている。	L	2021年1月	証券取引所
G E S	V	K-ESGガイドライン	韓国産業通商資源部は「K-ESGガイドライン」を公表した。このガイドラインは、ESG管理の重要要素を概説することを目的としている。	L & N	2021年12月	-
G E S	M	FSCからの発表	2026年以降、資産2兆ウォン以上のKOSPI上場企業にはESG報告の公表が義務付けられる。この要件は2030年にすべてのKOSPI上場企業に拡大される予定。	L	2026年以降	ISSB SASB (KSSB)

タイプ：必須開示（M）、任意開示（V） 範囲：上場企業（L）、非上場企業（N）

ISSB基準の採用／適用

- 2021年、ISSB基準導入に向けたKSSB準備委員会が、韓国会計基準審議会と並んでKAI内に設立されました。KSSBは2023年1月に正式に設立され、KSSB基準の制定を開始しました。2023年6月のISSB基準の公表に伴い、KSSB基準草案は2024年3月までに最終化され、公表される予定です。ISSB基準ベースのKSSB基準がESG報告基準として採用されることが予想されています。

注

- 韓国には義務付けられたTCFD報告規制はありません。
- 韓国にはESRSを採用する計画がないため、ESRS報告規制もありません。しかし、EU法域内で事業を行い、ESRSの適用を受ける一部韓国企業は、ESRSに対応するためのESRS報告システムを準備しています。
- 韓国には米国SEC気候関連規則を採用する計画はありません。SECに上場している少数の韓国企業はこの規則に関心を持っており、IFRS S2号と併せ、要求事項を開示するために、この規則の導入に向け外部アドバイザーと協働しています。
- 保証については、2026年以降ESG報告の義務化とともに、限定的保証が義務化される予定です。

用語集

- FSC (Financial Services Commission)
：金融委員会
- KAI (Korea Accounting Institute)
：韓国会計基準院
- KOSPI (Korea Composite Stock Price Index)
：韓国総合株価指数
- KSSB (Korea Sustainability Standards Board)
：韓国サステナビリティ基準審議会

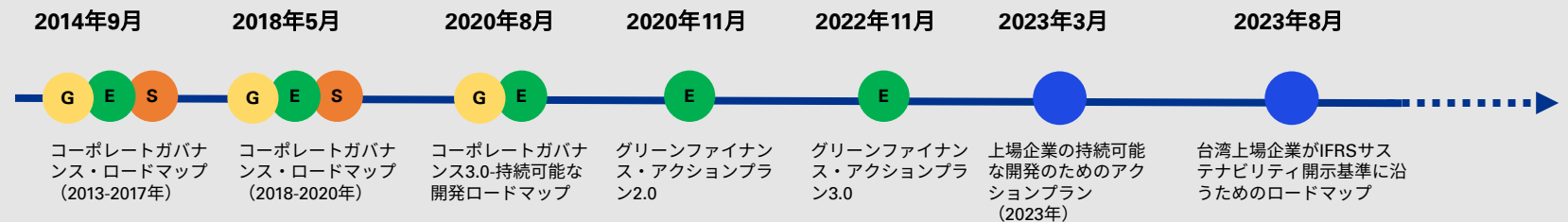


台湾

2014年9月、台湾金融監督管理委員会（FSC）は、食品、金融、化学産業の上場企業、年間の食品・飲料の売上高が総売上高の50%以上を占める上場企業、および払込資本が100億台湾元を超える上場企業に対し、企業の社会的責任（CSR）報告を作成、公表することを義務付けると発表しました。食品会社および売上高の50%が食品・飲料からもたらされる上場企業に対しては、公認会計士による第三者保証が義務付けられました。本開示はGRI基準を参照する必要があります。2021年12月に、「CSR報告」は「サステナビリティ報告」と改称され、新たな要求事項が公表されました。台湾証券取引所（TWSE）およびタイペイエクステンジ（TPEX）は上場企業の範囲を拡大し、現在は、払込資本が20億台湾元以上50億台湾元未満の上場企業にも、2023年からサステナビリティ報告を作成するよう求めています。同時に、化学、金融および保険会社も、2022年から公認会計士による第三者保証の提供が必要となりました。さらに、2023年からはSASB基準およびTCFD提言を参照したサステナビリティ報告における開示も義務付けられます。2023年8月、FSCは、台湾の上場企業がIFRSサステナビリティ開示基準に沿うためのロードマップを公表しました。払込資本100億台湾元以上の上場企業から資本規模に応じて段階的に実施され、2026会計年度の情報を2027年に報告することが必要となります。2029年までに、すべての上場企業はその年次報告において、IFRSサステナビリティ開示基準に整合したサステナビリティ情報を公表することが求められます。

Lotus Huang

KPMG台湾
ESG保証チーム
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	年次報告における気候変動関連情報の開示要求	2024年から、(TCFD提言を参照した)気候情報の開示が、TWSEおよびTPExの上場企業に全面適用される。 温室効果ガス関連気候情報については、2024年から、カテゴリ1および2のインベントリの開示と確認の義務化が、資本規模と業種に応じて段階的に実施される。すべての上場企業は、温室効果ガスのインベントリを2027年までに、その検証を2029年までに完了する必要がある。	L	2024年1月	TCFD
G E S	M	サステナビリティ報告の作成と提出に関する規則	TWSEもしくはTPExによるサステナビリティ報告の作成と提出に関する規則第2条の要件を満たす上場企業は、GRI基準を参照して企業の社会的責任(CSR)報告を作成し、2013年度の情報から2014年に報告する必要がある。 2021年12月、「CSR報告」は「サステナビリティ報告」に改称された。2023年から、SASB基準およびTCFD提言を参照したサステナビリティ報告における開示も必要になる。	L	2022年9月	TCFD SASB GRI
E	M	保険会社向け気候リスク開示ガイドライン	FSCは、 保険会社向けに気候リスク開示 に関するガイドラインを公表した。 FSCは、気候関連財務開示に関するガイドラインを策定するためのフレームワークとしてTCFD提言を参照している。	L & N (保険会社)	2023年6月	TCFD
E	M	国内銀行向け気候リスク開示ガイドライン	FSCは、 国内銀行向けに気候リスク開示 に関するガイドラインを公表した。 FSCは、気候関連財務開示に関するガイドラインを策定するためのフレームワークとしてTCFD提言を参照している。	L & N (銀行)	2023年6月	TCFD
	V	台湾のサステナブルタクソノミー	このタクソノミーは、企業の主たる経済活動がタクソノミーに準拠しているかどうかについて、自主的開示を奨励することを目的としている。 また、金融機関は投資や融資の可能性を評価する際にタクソノミーを参照し、企業と積極的に対話することが奨励されている。	L	2022年12月	-

タイプ: 必須開示 (M)、任意開示 (V)

範囲: 上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用/適用

- 2023年8月17日、FSCは、台湾上場企業がIFRSサステナビリティ開示基準に沿うためのロードマップを公表しました。
- 主なポイントは以下のとおりです。
 1. アライメントアプローチ
FSCはISSB基準を採用する予定で、FSCの承認後に発効します。
 2. 適用対象事業体とタイムライン
FSCは、2026年度から段階的に採用を始めます。
 - フェーズI: 大型資本(資本金100億台湾元以上)の上場企業は、**2026年度**の情報を取りまとめ、2027年に報告する必要があります。
 - フェーズII: 資本金50億台湾元以上100億台湾元未満の上場企業は、**2027年度**の情報を取りまとめ、2028年に報告する必要があります。
 - フェーズIII: **その他**上場企業は、**2028年度**の情報を取りまとめ、2029年に報告する必要があります。
 3. 開示場所と時期
FSCは、「公開企業(public companies)の年次報告書に公表される情報に関する規制」を改正し、年次報告書においてISSB基準に準拠したサステナビリティ情報を開示し、財務諸表と同時にそのサステナビリティ情報を公表することを義務付けます。
 4. 開示内容
上場企業のサステナビリティ関連情報の開示能力の差を考慮し、FSCはISSB基準の採用準備や経過的な救済措置の利用に関する柔軟な対応を決定しました(例えば、初年度は気候問題のみ考慮、適用開始年度のスコープ3温室効果ガス排出量開示および比較情報開示の一時的免除、FSCにより定められた温室効果ガス排出量測定方法とは異なる方法、など)。

用語集

- FSC (Financial Supervisory Commission)
: 金融監督管理委員会
- TPEx (Taipei Exchange)
: タイペイエクスチェンジ
- TWSE (Taiwan Stock Exchange Corporation)
: 台湾証券取引所



タイ

タイにおけるサステナビリティ報告は、2008年から始まり現在に至るまで、証券取引委員会（SEC）およびタイ証券取引所（SET）により継続的に支援されてきました。報告の進化は、過去のガバナンスの視点（記述的ガイドライン）から始まり、2022年には、Form 56-1 One Report施行により、測定可能な影響の報告がより求められるようになり、徐々に企業のサステナビリティ活動の影響に焦点を当てたものとなっています。さらに、ISSBは最近、証券監督者国際機構（IOSCO）の強力な支援によりIFRS S1号およびS2号を制定したため、タイの企業は、タイSECからのサステナビリティ報告の施行に関する今後の発表を注視する必要があります。

Ganesan Kolandevelu

KPMGタイ
アドバイザー
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
	V	企業の社会的責任ガイドライン	タイ証券取引所 (SET) は、事業プロセス外の社会的責任である寄付やボランティア (事業プロセス後のCSR (CSR-after-process)) に加えて、 事業プロセスでのCSR (CSR-in-process) を重視するよう、義務付けられた年次報告におけるCSR開示の方向性を調整した。	L	2008年2月	GRI
G E S	V	サステナビリティ報告のためのガイドライン (SET)	SETは、GRIフレームワークに従い、2012年に初めて「サステナビリティ報告のためのガイドライン」を公表した。その後SETは、上場企業がサステナビリティ報告プロセスをより明確に理解できるよう、「ビジネスサステナビリティ報告ガイドライン」を2017年に公表した (このガイドラインは随時更新され、現在も継続中)。	L	2012年6月	GRI
G	V	コーポレートガバナンス・コード (SEC)	コーポレートガバナンス・コードは、タイ証券取引所により公表された、「上場企業のための優れたコーポレートガバナンスの原則2012」を基に策定された。その内容のほとんどは、各事業プロセスにおける取締役会の義務という文脈に沿うよう、順番と表示について一部調整した上で採用された。変化した考え方や要素をカバーする、新たな内容も一部加えられた。 その目標は、上場企業の取締役会が、コーポレートガバナンス・コードを優れたコーポレートガバナンス・メカニズムを構築するためのガイドラインとして利用できるようにすることであった。	L	2017年3月 (最終更新)	-
G E S	M	56-1 One Report	SECは、新たな開示慣行を56-1 One Reportとして施行し、「企業の社会的責任」のトピックを「 サステナビリティに向けた事業推進 」に変更し、事業プロセスに含まれる サステナビリティ情報の開示 だけでなく、 サステナビリティのための事業経営 に関する行動も反映させた。 これにより、企業の事業プロセスにおける 環境、社会、ガバナンス情報 の開示が強化される。 企業は、そのサステナビリティ経営方針、バリューチェーン・ステークホルダーへの影響を管理するサステナビリティ経営目標、環境サステナビリティ経営、社会的側面におけるサステナビリティ経営の概要を開示しなければならない。 SECのサステナビリティ開示ガイドも、GRIなどのサステナビリティ基準に基づいている。	L	2022年1月	GRI

タイプ: 必須開示 (M)、任意開示 (V) 範囲: 上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用/適用

タイ国会計職連盟 (The Federation of Accounting Professions Under The Royal Patronage of His Majesty The King) は、サステナビリティに関連する財務開示の2つのドラフトガイドライン、一般的開示 (TFRS S1号) および気候開示 (TFRS S2号) を制定しました。これら2つの草案はIFRSサステナビリティ開示のガイドラインに沿っており、ISSB基準の最終版により変更される可能性があります。

- タイの上場企業は、サステナビリティ報告書の形でサステナビリティ実績を自主的に報告することが可能です。
- SETは、GRI基準およびSDGsに沿った自主的なサステナビリティ報告ガイドおよびESG指標を制定しました。
- 2014年1月1日、SECは、CSRに関する方針と活動の開示を要請しました。SECは、開示基準を改訂し、上場企業および売出有価証券の発行を申請する企業に対し、2014年1月1日より、年次報告、ウェブサイト上の年次登録文書 (Form 56-1)、有価証券の売出しのための登録文書 (Form 69-1) などの一般に開示される書類においてCSR活動に関する情報開示を義務付けました。
- 2020年12月30日、SECはTCFDへの支持を表明しました。意識を高め、事業セクターが国際基準に合った開示情報だけでなく、事業経営戦略やリスク管理にも気候リスク要素を組み入れることを奨励するよう、SECはTCFDへの支持を正式に表明しました。2018年に開始した国家20年戦略および国連の持続可能な開発目標に沿って、タイの資本市場が持続可能な開発に向けて改善する助けとなりました。

用語集

- SEC (Securities and Exchange Commission)
: 証券取引委員会
- SET (Stock Exchange of Thailand)
: タイ証券取引所

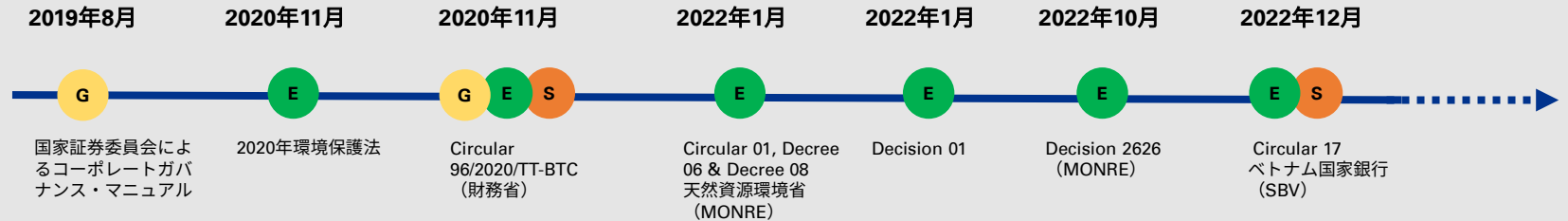
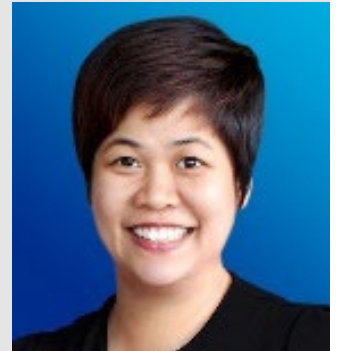


ベトナム

近年ベトナムは、政府の取組みと企業の意識向上に支えられ、ESGの実施に向けて大きな歩みを見せてきました。とりわけ、2050年までにネットゼロを達成するという2021年COP26における首相の公約は、気候変動と闘うことへのコミットメントを強く示すものです。環境保護、排出量の追跡、ESG開示といった重要な法制化の歩みは、ベトナムのコミットメントをさらに際立たせています。また、株主やステークホルダーの透明性に対する要求により、ガバナンスはベトナム企業の主要な焦点となっています。しかし、ESGをさらに前進させるうえで、規制の不透明さが障害となっています。ESGに関する国際的な報告フレームワークや基準を採用するための明確な規制がないため、企業の間には混乱が生じており、適切なESG報告実務はどのようなものかを知らない企業がかなりの割合を占めています。ベトナムにおけるESG報告を前進させるためには、教育と意識向上によりこのギャップに対処することがきわめて重要です。今後、ベトナムのESGの進展には、国家の持続可能な未来のための野心的なESG目標の達成に向けた、政府、企業、国民の強力な連携が引き続き必要となります。

Ha Do

KPMGベトナム
ESGヘッド
インフラストラクチャー、
政府およびヘルスケア
ヘッド
パートナー



ESG	タイプ	名称	詳細	範囲	発効	参照
E	M	2020年環境保護法 (LEP2020)	この法律は、環境の質を改善し、国民の健康を守り、生態系バランスと生物多様性を保全し、持続可能な経済発展を目指すことを目標にしている。	L & N	2022年1月	-
E	M	Circular 01/2022/TT-BTNMT	MONREのこのCircularは、LEP2020実行に関する詳細なガイダンスと説明を提供している。	L & N	2022年1月	-
E	M	GHG排出およびオゾン層保護に関する Decree 06/2022/ND-CP	このDecreeは、適用対象の組織に、GHG排出についての情報や削減策の実施結果など、 GHG排出削減成果 を報告することを要求している。	L & N	2022年1月	-
E	M	Decree 08/2022/ND-CP	Decree08は、LEP2020の一部の条文の詳細な説明を提供している。	L & N	2022年1月	-
E	M	Decision 01/2022/QD-TTg	首相は、GHG会計を行い関係当局に報告しなければならない、温室効果ガスを排出しているセクターと施設の包括的なリストを公布した。またこのDecisionは、そうした施設に所定のタイムラインに従って脱炭素化を実行することを要求している。	L & N	2022年1月	-
E	M	Decision 2626/2022/QD-BTNMT	MONREは、温室効果ガスインベントリの排出係数の一覧および報告を記載した Decisionを発表した。	L & N	2022年10月	-
G E S	M	Circular 96/2020/TT-BTC 公開企業と上場企業のコーポレートガバナンスおよび開示に関する規制	財務省は、証券市場における情報開示に関するガイドラインを提供するCircularを発行した。特に、公開企業および上場会社は、その年次報告書において ESG報告 を開示することが必要である。 このESG報告には、 温室効果ガス排出、エネルギー消費、水消費、環境保護法の遵守状況、従業員に関する方針、地域コミュニティへの責任、投資その他コミュニティ開発活動 を含めるべきである。 ESG報告にはまた、(取締役会が作成した) 会社の環境および社会的責任に関する評価、企業の環境、社会、コミュニティサステナビリティに関する会社の企業目標も含めるべきである。	L	2021年1月	-
E S	M	Circular 17/2022/TT-NHNN	SBVの、 金融機関 の信用供与活動における環境・社会的リスク管理の実施と報告に関するガイダンス	L & N (金融機関)	2022年12月	-
E S	M	Official Dispatch 9050/NHNN-TD	SBVは、 金融機関 に、グリーンセクターに対する信用供与活動と、付随する環境・社会的リスクの評価について定期的に報告するよう要請している。	L & N (金融機関)	2017年11月	-
G	V	コーポレートガバナンス・マニュアル	国際金融公社 (IFC) との協働を通じて国家証券委員会 (State Securities Commission) により発行された。本マニュアルは、資本市場と持続可能な経済開発を促進し、OECDによるコーポレートガバナンスのベストプラクティスに関する一連の提言を提供することを目的として発行された。	L	2019年8月	-
G E S	V	Decision 167/2022/QD-TTg	このDecisionは、2022年-2025年の期間中に民間セクターが持続可能性を達成するためのサポートプログラムへの首相の承認に関するものである。	L & N	2022年2月	-

タイプ：必須開示 (M)、任意開示 (V) 範囲：上場企業 (L)、非上場企業 (N)

ISSB基準の採用／適用

- ISSBに特に言及したベトナム法制化の最近の動きはありません。

用語集

- LEP (Law on Environment protection)
：環境保護法
- MONRE (Ministry of Natural Resources and the Environment)
：天然資源環境省
- SBV (State Bank of Vietnam)
：ベトナム国家銀行

関連レポート



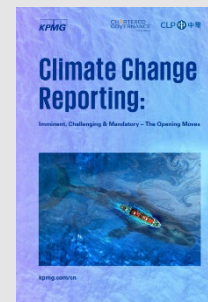
**Big shifts, small steps –
Survey of Sustainability
Reporting 2022**
アジア太平洋地域



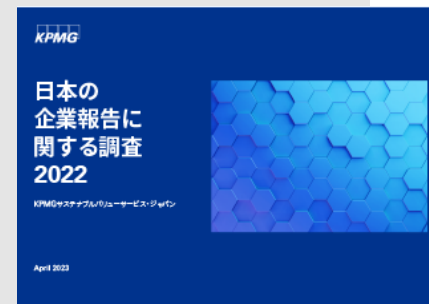
**Status of Australian
Sustainability Reporting
Trends**
オーストラリア



**Survey of Sustainability Reporting
2022 – China Insights**
中国、香港 (SAR)



Climate Change Reporting
中国、香港 (SAR)



**日本の企業報告に関する調査
2022**
日本

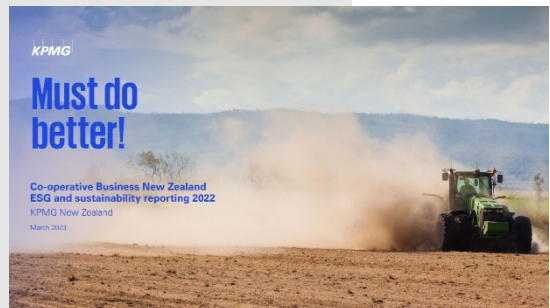


**KPMGグローバル
サステナビリティ報告調査2022**
Big shifts, small steps
日本

関連レポート



**Opportunity is passing us by –
Survey of Sustainability
Reporting 2022**
ニュージーランド



Must do better!
ニュージーランド



The Future of retail
ニュージーランド



**Decarbonisation
シンガポール**



Samjong INSIGHT
韓国

問合せ先

オーストラリア

Adrian King
E: avking@kpmg.com.au

Peter Trace
E: ptrace@kpmg.com.au

中国

Patrick Chu
E: patrick.chu@kpmg.com

香港 (SAR)

Irene Chu
E: irene.chu@kpmg.com

インドネシア

Michael S. Horn
E: Michael.Horn@kpmg.co.id

日本

勢志 恭一
E: Kyoichi.Seishi@jp.kpmg.com

マレーシア

Oy Cheng Phang
E: OYCHENGPANG@kpmg.com.my

ニュージーランド

Sanel Tomlinson
E: saneltomlinson@kpmg.co.nz

フィリピン

Kristine I Aguirre
E: kiaguirre@kpmg.com

シンガポール

Cherine Fok
E: cherinefok@kpmg.com.sg

韓国

Jeong-Hwan Hwang
E: jeonghwanhwang@kr.kpmg.com

台湾

Lotus Huang
E: lhuang3@kpmg.com.tw

タイ

Ganesan Kolandavelu
E: ganesan@kpmg.co.th

ベトナム

Ha Do
E: hudo@kpmg.com.vn

謝辞

KPMGは、以下のメンバーに謝意を表します。

Julie Locke

Kym Hearn

Wei Lin

Vivian Vivian

Vanessa Claudia

Louise Patricia Esmeralda

関口 智和

由田 周大

家弓 新之助

Jun Yung Ho

Siobhan MacCarthy

Jeanlyn A. Yanga

Daniel F. Suyom

Famela Angelie P. Allado

Mark Angelo M. Bugarin

Arvin Lemuel A. Yanga

Cherine Fok

Daiane Gracieli Faller

Cecile Burgess-Smith

Dong-Seok Derek Lee

Jin-Kwi Kim

Lotus Huang

Jean Wang

Arwen Hung

Keerati Taepucharoen

Wittawath Khumsath

Johann Joubert

Dang Tran Anh

平沼 美佳

川崎 冬樹

Christopher Wong

Martin Ho



www.kpmg.com/jp

本冊子で紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則および利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは有限責任 あずさ監査法人までお問い合わせください。

本冊子は、KPMGインターナショナルが2023年12月に発行した「Evolution of sustainability reporting in Asia Pacific」を、KPMGインターナショナルの許可を得て翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 Copyright owned by one or more of the KPMG Asia Pacific entities.KPMG Asia Pacific entities provide no services to clients.All rights reserved.

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 24-1016

KPMGは、グローバル組織、またはKPMG International Limited（「KPMGインターナショナル」）の1つ以上のメンバーファームを指し、それぞれが別個の法人です。KPMG International Limitedは英国の保証有限責任会社（private English company limited by guarantee）です。KPMG International Limitedおよびその関連事業体は、クライアントに対していかなるサービスも提供していません。KPMGの組織体制の詳細については、kpmg.com/governanceをご覧ください。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.